

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに係る契約重要事項説明書

本説明書は、指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに係る契約書（以下、「契約書」という。）の各条項に定める事項及び、指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供に関する重要事項を記載するものです。

1 運営の方針

- (1) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- (2) 利用者の選択に基づき、多様な事業者から適切な保健医療及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って公平中立に努めます。

2 事業所の概要

(1) 事業所の名称、所在地等

事業所名	松本市東部地域包括支援センター
所在地	松本市里山辺910番地1
連絡先	TEL：36-3703 FAX：36-3704
介護保険事業者番号	2000200069
通常の事業の実施地域	松本市

(2) 職員体制

区 分	業務内容
保健師・看護師	ケアプラン作成、相談
主任ケアマネジャー	ケアプラン作成、相談 支援困難事例等への指導・助言
社会福祉士等	ケアプラン作成、相談 総合相談、虐待の防止・早期発見、権利擁護
ケアマネジャー	ケアプラン作成、相談

(3) 営業日、営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日を除く。
営業時間	午前8時30分～午後5時15分

3 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容・提供方法

内 容	提 供 方 法
介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにおけるケアプラン（以下、「ケアプラン」という。）の作成 （契約書第3条第1号）	1 担当者が利用者やその家族と面接を行い、解決すべき問題を把握します。 2 当該地域における介護予防サービス提供事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。 3 提供される介護予防サービス等の目標、その達成時期、介護予防サービス等を提供する上での留意点等を盛り込んだケアプランを作成します。 4 ケアプランに位置付けた介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者に同意を得ます。
ケアプランの変更 （契約書第3条第2号）	1 利用者または事業者の申し出により、双方の合意を経てケアプランの変更をします。
ケアプランの実施状況の把握及び評価 （契約書第3条第3号）	1 担当者が利用者及びその家族と連絡をとり、経過の把握に努めます。 2 ケアプランの目標に沿って介護予防サービスが提供されるよう関係者との連絡調整を行います。 3 利用者の状態からケアプランの達成状況を再評価し、必要に応じてケアプランの変更、要介護状態区分変更申請の支援等の必要な対応を行います。
介護予防サービス等に関する相談（契約書第3条第4号）	1 介護保険や介護に関する情報を提供します。お気軽に担当者までお問い合わせください。
要介護認定等の申請に係る支援 （契約書第3条第5号）	1 利用者の希望により要介護認定の申請手続きを代わりに行います。ただし、要介護認定に関するもの以外の申請については、代行することができないものがあります。
指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供記録の保管・閲覧 （契約書第3条第6号）	1 事業者は、指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供に関する記録を契約終了後5年間保管します。 2 利用者は、指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供に関する記録を閲覧することができますので、閲覧を希望する場合は、2-(1)に記載の事業所までお越しく下さい。 3 実費負担により、記録の複写物をお渡しできます。担当者に連絡するか、事業所までお越しく下さい。
関係者との調整・連携 （契約書第3条第7号）	1 ケアプランの作成及びケアプランに基づく介護予防サービス等の提供にあたり、利用者及びその家族の同意を得たうえで、関係者と調整・連携を図ります。

4 費用

(1) 介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費

契約書第6条に定める指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに要する費用は、介護保険制度から事業者にも全額給付されますので、利用者の自己負担はありません。

ただし、介護保険料の滞納等により介護保険給付が制限されている場合は、自己負担となります。負担額は保険者の定める金額とします。

(2) 交通費

担当者が利用者宅等に訪問するときの交通費について、原則として、利用者の自己負担はありません。

(3) 解約料

利用者の自己負担はありません。

5 秘密の保持

(1) 当事業所の職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。

(2) 事業者は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供する介護予防サービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

6 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供により、事故等の緊急事態が発生した場合は、速やかに利用者及びその家族、その他の関係者に連絡を取り必要な措置を講じます。

7 公正中立の原則

(1) 事業者は、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

(2) 利用者やその家族は、複数の介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、ケアプランに位置付けた介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

8 入院先医療機関との連携について

(1) 入退院に係る支援が円滑に行われるよう、担当者の氏名及び連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管してください。

(2) 利用者が入院した場合は、担当者の氏名及び連絡先を入院先医療機関へ伝えてください。

9 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 当事業所の職員に対して、虐待の防止を啓発・普及するための研修等を実施します。

(2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

10 成年後見制度の活用支援

事業者は、適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の

紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

11 サービス利用にあたっての禁止事項

利用者やその家族が事業者の職員に対して行う、身体的・精神的暴力やセクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。これらの行為により、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

12 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所の窓口

担当者のいる下記の窓口までご連絡ください。

電 話 36-3703

(受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分)

(2) その他

当事業所以外の窓口にご相談・苦情を伝えることができます。

松本市健康福祉部高齢福祉課	電話番号	0263-34-3213 0263-34-3237
	受付時間	(平日) 午前8時30分～午後5時15分
長野県国民健康保険団体連合会 (国保連)	電話番号	026-238-1580
	受付時間	(平日) 午前9時～午後5時

※国保連は、指定介護予防支援に関する苦情のみの対応となります。

本書の交付を証するため、本書を2通作成し、当事者が署名のうえ、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに係る契約に関する重要事項を説明しました。

説 明 者 松本市里山辺910番地1
松本市東部地域包括支援センター

氏名

上記内容の説明を確かに受けました。

利 用 者 氏名

署名代行者 氏名